

[桑名市職員の任用に関する規程：説明資料]

地方公務員法に基づく職員の任用について、給与に関する職務の級や基準となる職務は「桑名市職員給与条例」や「桑名市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」で定めてありますが、**役職に関する職制上の段階（職級）**を定めている条例等はありません。よって、職制上の段階（職級）とその職務について明確にするために定めるものです。

#### 制定の背景

地方公務員法第 15 条の 2 では、

- 1 採用 職員以外の者を職員の職に任命することをいう。
- 2 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- 3 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- 4 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであって前二号に定めるものに該当しないものをいう。

と定義され、第 17 条 1 項では、

職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる。

と定めており、任命権者は、これら地方公務員法に基づいて任命しております。

しかし、桑名市において、本来、同じ職級内で職(職名)が変わることは「転任」であるが、例えば、主幹から課長に職名が変わったことを「転任」ではなく「昇任」と考える本来とは異なる認識があります。

また、同じ課長級であっても、課員 10 人の課長と特定の事務を処理する主幹では、その職責と職務は違います。同じ職級内で課長の職より主幹の職の方が適任である場合（この場合は「降任」ではなく「転任」です。）も想定されることから、職務に対する適正な人材配置を柔軟に行うことが必要と考えます。

よって、職制上の段階（職級）における職（職名）が複雑になっていることや、昇任、降任、転任の定義や職級や職務について、給与に関する条例等とは区別して、整理し明確にするために制定するものです。

昇任：職制上の段階（職級）が上がること

- 例・主任級（3級）から主査級（4級）：昇格（級が上がること）を伴う
- ・係長級（5級）から課長補佐級（5級）：昇格を伴わない

降任：職制上の段階（職級）が下がること

転任：同じ職制上の段階（職級）で、職名が変わること

- 例・課長から主幹：課長級に変わりはない。降格、降任ではない。

<給与に関すること>

昇格：級が上がること

- 例・一般級（1級）から一般級（2級）：昇任（職制上の段階が上がること）を伴う
- ・課長級（6級）から次長級（7級）：昇任を伴う

降格：級が下がること

[職級と主な職名]

職級	職	職名
部長級	桑名市行政組織規則 5 条に規定する部長等の職、第 10 条の 2 に規定する統括監及びこれに相当する職	部長、局長、市長公室長、理事、統括監
次長級	桑名市行政組織規則 6 条に規定する次長等の職、第 10 条の 2 第 2 号に規定する統括監補佐及びこれに相当する職	次長 統括監補佐
課長級	桑名市行政組織規則 7 条に規定する課長等の職、第 10 条の 3 に規定する政策監、第 11 条に規定する政策員及びこれに相当する職	課長、主幹、課内室長、室長 政策監、政策員
課長補佐級	桑名市行政組織規則 8 条に規定する課長補佐等の職及びこれに相当する職	課長補佐 室長補佐
係長級	桑名市行政組織規則 9 条に規定する係長等の職（係長及び任命権者が係長級に相当する職として指定した主査に限る。）及びこれに相当する職	係長 主査
主査級	桑名市行政組織規則 9 条に規定する係長等の職（主査（任命権者が係長級に相当する職員として指定した主査を除く。）に限る。）及びこれに相当する職	主査
主任級	桑名市行政組織規則 9 条に規定する係長等の職（主任に限る）及びこれに相当する職	主任
一般級	上記以外の職及びこれに相当する職	